

Title	K. E. ボルン著, 鎌田武治訳 ビスマルク後の国家と社会政策 ; 熊谷一男 ドイツ帝国主義論 ; 中村貞ニ マックス・ヴェーバー研究
Sub Title	Born, K. E., Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Eutwicl -ung des Deutschen Reiches 1890/1914, Wiesbaden, 1957 (Japanese edition, translated by Prof. T. Kamata) ; Kumagaya, K., German imperialism, Tokyo, 1973 ; Nakamura, T., A study on Max Weber, Tokyo, 1972
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.11 (1973. 11) ,p.884(76)- 888(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19731101-0076
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731101-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書 評

K. E. ボルン、鎌田武治訳

『ビスマルク後の国家と社会政策』

(Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik
seit Bismarcks Sturz)

熊谷一男『ドイツ帝国主義論』

中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』

(1)

以上の3著は、題名からして、それぞれ独立のテーマをあつかったものであり、一見、相互に関係がないように思われるかもしれない。しかし、「ドイツ帝国主義と社会政策」の観点からみた場合、これらの諸業績は、きわめて興味ある問題関心をわれわれの心に呼びおこさずにはおかないものがある。

最近、19世紀末から第1次世界大戦をへて、ヴァイマル共和国の成立期に至るドイツ史の研究が盛んに行われているが、筆者はフリッツ＝フィッシャー「世界強国への道——ドイツの挑戦、1914—1918年——」(村瀬興雄監訳、1972年、岩波書店)と協圭平「知識人と政治——ドイツ・1914—1933」(岩波新書、1973年)を殊更興味深く読んだ。前者は、第1次世界大戦の勃発に際して、ドイツが決定的な推進者であることを、いまやようやく閲読できるようになった広汎な新史料によって余すところなく解明したものであり、その意味で、ナチスによる第2次世界大戦の開始との間に密接な関連があることを示唆している点に共感を覚えた。そして後者は、第1次大戦後、ドイツ革命からヴァイマル共和国の成立と崩壊の時期に、相前後してドイツを代表する知識人として、ひとりドイツ革命のさなかで、他は迫りくるナチズムの脅威のなかで、ドイツの運命的な悲劇に直面することの苦悩を対照的にとらえて、現代に生きるわれわれに感銘をあたえてくれる。

ドイツ現代史は、われわれにとってあまりにも教訓的である。今日の日本は、まことに、至るところ、出道のない袋小路に追いつめられたような精神的状況で漲っている。テレビや新聞などの報道機関が拍車をかけるようにして、時代閉塞の現状を描き出しているが、どうして、こうなってしまったのか、あてどもない不

満をうっ積させるだけであり、あたかも、第1次世界大戦勃発前のドイツや、ナチズムの脅威におびえる1930年代のヨーロッパもまた、われわれのいまおかれたような心境にあったのではないかと想像される。そうしたドイツの悲劇の少なくとも重要な原因の1つは、実は、19世紀末のドイツ政治の立ちおくれと社会経済的發展とのアンバランスのなかに見出されるのであって、19世紀末、独占資本主義段階のドイツに、はじめて社会政策が、国家的な要請として出現せざるをえないものそこにあった。ここにとり上げた3つの業績は、ビスマルク以後、第1次大戦にいたるまでのドイツ資本主義と国家の社会政策との関係について、密接に関連する問題をひそませているといえよう。

(2)

この度、鎌田武治氏によって邦訳された「ビスマルク後の国家と社会政策」は、その高い学問的な内容をもつすぐれた研究として知られていたが、一言にしていえば、本書は、従来、ドイツ社会政策の創始者および推進者として Otto von Bismarck をあげ、そのドイツ新歴史学派との関係やビスマルクの社会保険をもって、19世紀ドイツ社会政策を代表的に象徴するものとしてとらえられていた1890年以後の社会政策の状況については、曖昧のままに残され、いまだにみるべき業績があらわれていないのにたいし、1890年、ビスマルク失脚後、社会政策を推進したベルレープシュとこれにつづくポザドウスキー、ペートマン・ホルヴェークの社会政策にたいする態度を体系的にとりあつかい、1890年代から第1次世界大戦にかけてのドイツ社会政策の変遷を豊富な史料を用いて実証的に分析している。これによってわが国の研究者は、従来、空白のまま残されていた第1次大戦前のドイツ社会政策の状況を、つぶさにまた生き生きと知ることができ、今後この研究を土台として、わが国社会政策研究が、一層の進展を示すことが期待されるであろう。

しかし著者は、筆者の感想をも含めて、きわめて多くの問題を、第1章において提起している。

第1章 問題提起

第2章 ビスマルクの失脚と社会問題

第3章 社会政策における諸勢力と諸思想

第4章 2月勅令実現のためのベルレープシュの努力

第5章 社会政策から弾圧政策へ

第6章 ポザドウスキー時代

第7章 帝国結社法から社会改良主義者の抗議まで

第8章 結び

第9章 国家の社会政策史に関する史料と文献

第1章の問題提起の冒頭は、決定的に重要である。つぎのように述べている。

「ドイツ帝国時代の国家の社会政策はビスマルクの労働者保険を別とすれば、従来、大体においてその立法上の結果だけで理解されてきた。またそれがどんな影響を及ぼしたか、かすかすの労働運動や政党や社会改良家たちのなかでどんな批判を受けたかも知られている。だが、一体どうしてそうなったのか、この立法上の結果がどうして生じたかはわからない。国家の社会政策史上の主人公、すなわちその執行機関たる国家は社会問題の視点からはまだ究明されていない」(1頁)。

本書が「国家の社会政策」と題されているように、著者の視角は、「国家の社会政策史上の主人公」、「その執行機関たる国家」、「国家の社会政策」を、その本質的諸前提と目標のなかで認識し、評価するために決定的資料を探求していることがきわめて重要である。すなわち、著者は、バイエルン秘密公文書館(ミュンヘン)、バイエルン主要公文書館(ミュンヘン)、バーデン一般公文書館(カルルスルーエ)、ヴュルテムベルク主要公文書館(シュトゥットガルト)、ミュンスター公文書館(ヴェストファーレン)などに所蔵されている重要な公文書を充分に利用し、実証的に叙述を展開するが、その場合、つぎのような諸点を、本書における重要な問題としてあげていることである。すなわち、まず第1に、政治的近代化の過程が、経済的・社会的発展と歩調を合わせなかったし、労働者階級は、ビスマルク帝国内に満足すべき地位をあたえられなかったこと。そして第2に、社会政策の対象ともいべき社会問題は、経済的発展および経済政策ときわめて密接な関係にあったことである。そして第3に、ドイツ帝国とプロイセン王国との勢力関係の推移である。第4に、帝国とプロイセンにおける強大な地位であり、ドイツ皇帝兼プロイセン国王は、唯一の帝国大臣としての帝国宰相とプロイセン首相を、それぞれ議会の同意なしに任免することができたし、その結果として、ヴィルヘルム2世の干渉は、対外政策においても国内政策においても、たびたび政府の政策を妨害し、世論において政府にたいする尊敬と信頼感を低下させることとなった。要するに、本書の主題は、ビスマルク失脚後、ドイ

ツ帝国の社会政策形成に重要な役割を演じたベルレープシュ、ポザドウスキー、ベートマン・ホルヴェークとプロイセン国家体制との矛盾を、ドイツ帝国主義政策の進展のなかで論じ、社会政策そのものの本質に迫ろうとしたものであるということが出来る。まず社会政策をめぐる Bismarck とヴィルヘルム2世の矛盾は、現象的には、何よりもまず、社会主義鎮圧法の撤廃をめぐる問題としてあらわれたが、この背後には、1889年春、スイスで行われた労働者保護問題国際会議、同じ年パリで開かれた国際社会主義労働者会議、いわゆる第2インターナショナルの運動があって、これらの国際状況の変化にたいして、ビスマルクと皇帝は意見を異にし、皇帝は、1890年のいわゆる2月勅令において、労働者保護のための大胆な政策、すなわち、日曜労働の禁止、婦人、児童の夜間労働、夜明け前労働の禁止、出産前後、各3週間の婦人労働の禁止を要請したのみならず、工場規律についても、雇主によって一方的にきめられるのではなく、50人以上の労働者を雇用する規模の工場においては、雇主と労働者代表としての労働者委員との交渉によってきめられ、さらに、この委員のなかから選出された上級委員と雇用主団体の協議機関の構想をうち出したばかりか、ストライキを回避するために、皇帝は、「国营鉱山を労働者の厚生面で模範企業に仕上げ、労働者に一定の勤続年限のうちに、年金受給資格をもった公務員になる機会をあたえようとする広汎なものであった。そして、この勅令の草案作成顧問として、von Berlepsch 男爵が任命されたのである(18-20頁)。

社会主義鎮圧法に反対する Bismarck にとって、皇帝の意図が、きわめて危険であると考えられたのは、一方において Bismarck は、社会政策について、Wilhelm 2世よりも徹底した認識があり、Gustav Schmoller の影響をうけた講壇社会主義者として、彼の基本的な社会政策にたいする立場は、プロイセン・ユンカー階級との関係、すなわち土地所有とのその社会的・経済的結びつきの強さによって象徴され、また、その社会政策の基本ともいべき社会保険は、キリスト教的衝動と社会民主党にたいする闘争によって、推進されたものということが出来る(33頁)。

このような Bismarck の社会政策を理解した態度のなかに、われわれは、Gustav Schmoller の根強い影響をみる事が出来る。以下、中村貞二氏の「マックス・ヴェーバー研究」によって、Schmoller の社会政策論を要約してみよう。

Schmoller は、「分配的正義」の観念の客観化された形態を掴み出し、これを社会政策の論理の基軸に据えたのであるが、それは「風習と法」(Sitte und Recht)であった。「風習」は「粗野な自然人に対立するもの」、
「法」は「風習」にもとづいて形成される「生活秩序」の一部分をなしているとして、風習と法との新しい関係で国民経済をつかむ新しいつかみ方が、「倫理的」な方法といわれるものである(中村、34-40頁参照)。

Schmoller によって理論化されたこの「分配的正義」の観点こそ、「社会政策の形而上学」であり、Bismarck によって支持され、その社会政策の理念となったものである。しかし「風習と法」の具体化としての国民経済上の「制度」の根底にあるものは、結局のところ、キリスト教倫理における隣人愛の精神が意識されていたにちがいない。このように、「王制と官僚制」に社会政策の主体を見出し、「上から」の保護の精神に貫かれた Schmoller の思想が、Bismarck の恩恵的な社会政策のイデオロギーであったことはいうまでもない(中村、60頁)。しかしそれが同時に Bismarck の失脚につながる原因でもあった。

以上、中村氏の Schmoller 解釈であるが、Born は、これを裏づけるかのように指摘しているのは興味深い。すなわち、「ビスマルクは、議会で、労働者保険が論議の対象となったさい、ここではキリスト教的隣人愛の実践が問題なのだ、と何回も強調した……。1875年に、ビスマルクがシュモラーに自分はもともと講壇社会主義でもあるが、ただそのためのひまがないのだ、と言ったという……」(上掲、ボルン、邦訳32頁)。Born は、Bismarck 社会政策の根本的特徴を、「プロイセン・ユンカー階級、つまりその土地所有との彼の社会的・経済的結びつきによって示された」と述べている(33頁)が、それと同時に、きわめて重要なことは、ビスマルク社会政策の根幹としての労働者保険の2つの動機が、1つは、すでに指摘したキリスト教的な衝動であり、いま1つは社会民主党にたいする闘争であったことであり、その目的は、社会民主党にたいする鎮圧政策と社会主義鎮圧法の積極的な補完としてであり、第2には、労働者を彼ら自身の利害関係によって、国家に結びつけることであって、この理由からビスマルクは、労働者が保険金を支払わなくてもよく、国家が保険負担者として出資することに重きをおいたことである(34頁)。ただ Born の見解のなかで問題とすべきは、ビスマルクの失脚についてであろう。Born は、Bismarck 失脚の原因について、「ビスマルクの失脚を

まねいた社会問題には根本的な意見の相違はなかった、とだけは言えるだろう。決定的理由は、皇帝がビスマルクと袂を分ちたがったことであって、彼がビスマルクは社会政策の問題では反動的だと考えたからではけっしてないのである。「ビスマルクは、彼の君主の進歩的な社会改革綱領を遂行する意欲がなかったからではなくて、彼が、ウィルヘルム2世の独裁の邪魔になり、彼の権威が帝冠の輝きをにぶらしたから、解任されたことは事実だった」(45頁)と明快に述べているが、1890年の時点において、ドイツの政治・社会状況にたいする把握、とくに国際的問題について、Bismarck の感覚をもってしては、処理しえない重大な問題が起きてきたからではないだろうか。Born は、この点について、史実としてきわめて詳細に展開しながら、Bismarck の社会政策とそれ以後の社会政策の差異および関連を明らかにしている。

講壇社会主義者、Gustav Schmoller, Adolf Wagner および Lujo Brentano の3人について、Schmoller を中間派、Wagner を右派、そして Brentano を左派とする見解にたいして、Born は、労働者の団結権の範囲をめぐる問題として、Brentano および Heinrich Herkner を左派、Schmoller, Wagner を右派としているが(ボルン、前掲66頁)、この点は、中村貞二によっても支持されている(中村、266頁)。実にこの労働者の団結権をめぐる問題が、Schmoller と Brentano とを左派と右派にわけたように、Bismarck の社会政策とそれ以後の社会政策を分つ重要な争点ではなかったろうか。この Bismarck の社会政策とそれ以後の社会政策との性格の差異については明確に述べられておらず、理論的な整備が充分ではないのではなからうか。

1870年代および80年代における講壇社会主義者の労働者保護要求は、(1)全般的な日曜日休業、(2)14歳未満の少年の工場労働禁止、18歳以下の少年と婦人の最長労働時間の決定、少年と婦人の夜業禁止、さらに工場における労働諸条件監督のため国家の工場監督の国法制定であった。すなわち彼らは、国家権力の、「上から」の干渉を理想化することによって、むしろ労働組合運動の発展を阻止しようとする意図を社会政策にひそませるものであり、とくにその傾向は左派において明白な傾向であった。1890年における社会主義鎮圧法の再延長の否決とビスマルクの失脚は、このドイツ歴史学派の社会政策に一転機をもたらしたものであった。この社会主義鎮圧法は、一方において、1889年のルールにおける鉱山労働者の大ストライキ、ベルリンにお

ける国際労働者保護会議、そしてパリにおける第2インターナショナルの創立大会などを背景としてもつものであり、Bismarck 失脚後、ドイツ社会政策は、新しい段階を迎えた。

1890年、社会主義鎮圧法の撤廃とその後における社会民主党のエルフルト綱領の採択による運動の活発化は、Bismarck の失脚とともに、ドイツ労働者階級にたいするさまざまな面からのインパクトがたかまった。福音社会派の牧師 Adolf Stoecker や Friedrich Naumann らの労働者階級への働きかけなどが目立っていたが、とくに H. H. Berlepsch による2月勅令実現のための努力、いわゆる新航路政策とその転換、とくにポザドウスキーの弾圧政策と社会政策との関連については、従来、ふれられることが少なかつただけに、大きな示唆をあたえる。

Born の著書は、主として政治学的な分析の手法を駆使しており、1890年から1914年までの社会政策の歴史的な形成過程はまことに克明であるが、その政策形成に重大な関連があると思われるドイツ独占資本の動きなどは一切捨象されている。その意味で、この時期の社会政策研究にとって、熊谷一男氏の「ドイツ帝国主義論」は、きわめて興味ある示唆をあたえる。とくに社会政策の主体をめぐって、「ユンカー的=ブルジョアのドイツ」の把握は重要である。プロイセン=ユンカーの象徴としての Bismarck の下で、社会政策は企てられ、ブルジョア的=ユンカー的な均衡の上に立って、社会政策がおしすすめられたとしても、それは最初、Junker 主導の下に行われたことはまぎれもない歴史的事実であり、ブルジョア階級が必ずしも最初から社会政策に熱心であったとはいえなかった。支配階級としての Junker が、絶対君主制の下で、労働者階級を社会民主党からひき離し、自己の陣営にひきつけようとした努力であるとするれば、1870—80年代の、ブルジョア階級の社会政策にたいする消極的な態度を、われわれは理解できよう。1900年代、ドイツ独占資本の世界市場への進出のなかで、社会政策は、ドイツ資本家階級に重大な争点となる。熊谷氏の分析は、第3章ドイツ・ブルジョア内部の対抗関係の分析、でこれにふれている。Lenin の「帝国主義」は独占資本の分析と同時に、賃労働や社会・労働運動の諸潮流についてかなりくわしくふれているのに、わが国における「帝国主義」の研究は、資本=賃労働間の理論的・歴史的な叙述の点できわめて稀薄であり、本書もまた例外ではないが、しかし史料的にはかなりふれている

のが印象的である。

本書は、つぎのような構成から成る。

序論 ドイツ帝国主義研究の方法

第1部 独占=金融資本の分析

第2部 独占=金融資本の海外進出の分析

第3部 ドイツ・ブルジョア内部の対抗関係

序論において注目すべき分析は、東ドイツ史学界の研究動向、とくに Jürgen Kuczynski の説を検討しつつ、独占グループ間の関係を明らかにすることに努力しておられる。そして、Gutsche は、Kuczynski の説に立ちつつ、ドイツ独占資本を、ライン・ヴェストファーレン石炭=鉄工業独占資本=極端派、電機・造船・金融=穏健派として把えているが、興味ある論点というべきである。この石炭・鉄鋼独占資本と電機=化学=機械製作コンツェルンの対立は、この両者の社会政策にたいする態度の差異としてあらわれ、第1次大戦前、前者は Junker と提携し、家父長的立場に立って、労働者階級に対応したのにたいし、後者は、中小工業家を結集した工業家同盟と提携して、社会政策に賛成したといわれる(上掲51頁)。

こうしたドイツ独占資本内部における二重的性格、その内部矛盾の展開は、ドイツ独占資本形成の motiv をなすものとしてとらえられている点が、本研究のユニークな点であり、序論につづいて第1部では、ライン・ヴェストファーレン鉱山=製鉄業とオーバー・シュレーゼン鉱山=製鉄業との、銀行資本を媒介とする競争関係の分析、第2部では、南部カメルーン会社(GSK)と北西部カメルーン会社との対立競争の関係、そして第3部では、ドイツ工業家中央連盟とドイツ工業家同盟との対立・拮抗関係の展開というように、二者闘争的な矛盾の展開としてとらえている点、ドイツ社会政策の展開を理解するために必要な基礎的な事実を提供する。ただイギリス帝国主義との関連がほとんどふれられないのは惜しまれる。ドイツ帝国主義は、イギリスとのそれと不可分の地位に立つからである。

1890年から1914年までのドイツ帝国主義の25年間は、社会政策の面では講壇社会主義批判を中心とする価値判断論争の時代であり、学問とイデオロギー、信仰と科学の問題が、深刻に知識人を襲った時代である。1890年代から1914年までの4半世紀は、社会政策学会の内部に Max Weber を中心に、いわゆる価値判断論争として、労働問題研究の方法としての社会政策学の科学性をめぐって、はげしい論戦が展開された。中村貞二氏の「マックス・ヴェーバー研究」は、その意

味でまことにユニークな研究である。

第1章 「価値自由」の意味——マックス・ヴェーバーのシュモラー批判

第2章 初期ヴェーバーにおける社会改良と国民国家——マックス・ヴェーバーのナウマン批判

第3章 マックス・ヴェーバーにおける労働問題

第4章 「社会政策」から社会学へ——マックス・ヴェーバーの社会政策回状によせて——

付論 マックス・ヴェーバーと取引所

一見して明らかなように、Weberの社会政策的認識、労働問題認識を中心にまとめられていることは明らかで、相互に独立の論文として書かれながら、内面的に密接に関連している。第1章はすでにふれたように、SchmollerにたいするWeberの批判を、「価値自由」(Wertfreiheit)の意味について考えることからはじめているが、わたくしは、著者がWertfreiheitの意味を、Talcott Parsonsのように、「特定の価値を追求することの自由」にたいして、一定の批判的態度を維持し、いわゆる「没価値性」として表現されるどころの「恣意的な価値判断からの自由」という消極的な面と、「特定の価値観点を主体的に学びとる自由」との関係、「からの自由」が、あの主体的な「への自由」の論理的前提をなすことを主張されるのに賛成である。「価値自由」の側面のみを殊更に強調する態度は、Weberの精神に背馳するものといわなければならない。

第2章は、しばしば、国民社会主義の先駆者と呼ばれるFriedrich NaumannにたいするWeberの友人としての関係、思想的な関連を衝く論文である。著者は、いうまでもなく、「帝国主義のIdeologue, Max Weber」というような理解にたいしては、徹底的に批判的で、その意味ではNaumannとは異なり、「Weberにとって、目的はドイツ国民の「全体利益」を維持発展させることであり……市民的な資本主義体制の確立」であって(236頁)、Weberが、社会民主党のプロレタリア的政治に反対したのも、社会民主党にそれだけの能力と資格に欠け、逆にそれが、反動政治に途を開く危険性をもつからだとしているが、「市民的=資本主義的精神の発展」を希求するWeberのなかには、同時にポーランド人を含むスラヴ民族にはいちじるしく警戒的であり、「中央ヨーロッパ」における「世界強国」という、Fisherのいわゆる第1次大戦前のドイツ支配層の思想に酷似しているものを見出すことができる。この意味でのドイツ思想史におけるWeberの地位は、

まだ確定しているようには思われない。著者によって、この点が解明されることを期待してやまない。

(ボルン・鎌田訳「ビスマルク後の国家と社会政策」1973年、法政大学出版局、A5判325頁、1,800円、熊谷一男「ドイツ帝国主義論」未来社、1973年、447頁、3,000円、中村貞二「マックス・ヴェーバー研究」1972年、未来社、444頁、1,800円)

飯 田 鼎
(経済学部教授)

勝田 龍夫 著

『中国借款と勝田主計』

1

日本の国際収支は、昭和40年を転機として、貿易収支の黒字が総合収支の黒字を生み出すというパターンに転化した。とくに昭和43年から黒字幅は拡大し、46年から47年にかけて、一段とその増勢が強まった。これに関連して資本輸出問題が、日本経済の方向性を左右する重要問題として登場した。

このような時点に、勝田龍夫氏によって「中国借款と勝田主計」が公刊されたことは、まことに時期にかなっているといえよう。過去の資本輸出の必然性、その形態、その矛盾の把握によって、現在の問題に対する示唆が与えられると考えられるからである。

経済援助の研究に着手された勝田龍夫氏が西原借款に焦点をしばられたのは、第一に、これがわが国ではじめて「円外交」を展開しようとしたものであったからである。第二に、当時最高責任者として西原借款のとりまとめにあたった寺内内閣大蔵大臣勝田主計は、龍夫氏の父君にあたり、その関係文書を閲覧する機会にめぐまれたからである。本書の課題は、「第一次大戦前後における列国の対中国借款政策の展開とその中で西原借款が果たした役割を検討すること」(8~9頁)である。とくに勝田主計の大蔵省在勤中の行動を通してこれが考察されている。それではこれは、実際にどのようななされているのであろうか。